

【参考 3】

貸付金の償還（返済）について

1 償還中の貸付金について

貸付金を償還中の方は、退職の際に、次のいずれかの方法で、未償還元利金（残金）を一括償還していただくことになります。

(1) 退職手当から控除

ア 退職時に未償還元利金（残金）がある方は、退職手当から手続きなしで控除されます。なお、退職手当で全額控除出来ない場合は、控除出来ない金額分について、振込依頼書を送付しますので、指定された期日までにご入金いただくこととなります。

注1) 市町村費職員（さいたま市以外）については、各々の市町村にお問い合わせください。

イ 退職手当から控除される額の内訳

元 金	利 息		※償還猶予金等 (育休の時の 猶予金残等)
(R6. 3月 給与控除後)	毎月償還分 (R6. 4月分)	※ボーナス償還分 (R6. 1～ R6. 4月分)	

※は、該当する方のみ

(2) 自己資金で返済

ア 全額繰上償還申出書を、令和6年2月15日（木）までに福利課貸付・ライフプラン担当へ提出してください。

【全額繰上償還申出書のダウンロード場所】

共 済：公立学校共済組合埼玉支部→手続きナビ→資金をかりる際の手続き→償還の手続き→全額繰上償還の手続き

互助会：埼玉県教職員互助会→様式ダウンロード→貸付→申込用紙→全額繰上申出書

イ 自己資金で返済する額の内訳

元 金	利 息	※償還猶予金等 (育休の時の 猶予金残等)
(R6. 3月 給与控除後)	※ボーナス償還分 (R6. 1～ R6. 3月分)	

※は該当する方のみ

(1)との差は、R6.4月の利息です。

((2)は3月21日納入期限のため、4月分利息は発生しません)

ウ 3月初旬に振込依頼書を所属所に送付しますので、最寄りの金融機関からお振り込みをお願いします。納入期限は、令和6年3月21日（木）です。

2 退職後の貸付制度について

次のとおり利用できます。

再任用の方 (一般組合員・短期組合員の資格を有する方)	任意継続組合員制度に加入の方
共済 特別貸付け	共済 高額医療貸付け
共済 高額医療貸付け	共済 出産貸付け
共済 出産貸付け	
互助会の貸付制度は利用できません	

3 共済組合の貸付けに関する団体信用生命保険について

退職に伴い償還が完了すると、団体信用生命保険（だんしん）の保障期間も終了します。保険会社への連絡は福利課貸付・ライフプラン担当が行いますので、ご本人の手続きはありません。

なお、保険料は1年分を前納していますので、残余月数分の保険料は返戻金として、だんしん保険料引落口座に振り込まれます。おおむね2、3か月かかりますので、口座は解約しないでください。

1、2に関する問い合わせ先

教育局教育総務部福利課
貸付・ライフプラン担当
048(830)6701（直通）

3に関する問い合わせ先

公立学校共済組合団信担当
0120(080)456（フリーダイヤル）